

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>第1条～第19条（省略）</p> <p>（仲卸業務の許可）</p> <p>第20条</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(5)（省略）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6)</u> 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当するものがあるとき。</p> <p>ア～エ（省略）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(7)</u> その許可をすることによつて仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>4（省略）</p>	<p>第1条～第19条（現行どおり）</p> <p>（仲卸業務の許可）</p> <p>第20条</p> <p>1～2（現行どおり）</p> <p>3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(5)（現行どおり）</p> <p><u>(6) 申請者が暴力団関係事業者(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者をいう。以下同じ。)であるとき。</u></p> <p><u>(7) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当するものがあるとき。</u></p> <p>ア～エ（現行どおり）</p> <p><u>オ 暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者</u></p> <p><u>(8) その許可をすることによつて仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</u></p> <p>4（現行どおり）</p>	<p>暴力団等の排除を 図るため登録要件 を追加</p> <p>暴力団等の排除を 図るため登録要件 の追加及び号の繰 下げ</p> <p>号の繰下げ</p>
<p>第21条～第22条（省略）</p> <p>（仲卸業者の許可の取消し）</p> <p>第23条 市長は、仲卸業者が第20条第3項第2号、<u>第5号若しくは第6号</u>のいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>第24条～第28条（省略）</p> <p>（売買参加者の承認）</p> <p>第29条</p> <p>1～2（省略）</p>	<p>第21条～第22条（現行どおり）</p> <p>（仲卸業務の許可の取消し）</p> <p>第23条 市長は、仲卸業者が第20条第3項第2号<u>若しくは第5号から第7号まで</u>のいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4)（現行どおり）</p> <p>第24条～第28条（現行どおり）</p> <p>（売買参加者の承認）</p> <p>第29条</p> <p>1～2（現行どおり）</p>	<p>許可要件追加に伴 う規定整備</p>

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き同項の承認をするものとする。            (1)～(4) (省 略)  <u>(追加)</u></p> <p>第30条 (省 略)</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第31条 市長は、売買参加者が第29条第3項第1号又は第4号に該当することとなったとき、又は効率的な卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>第32条～第34条 (省 略)            (許可の基準)</p> <p>第35条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）又は同項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)  <u>(追加)</u></p> <p>2 市長は、前条第1項第3号に規定する業務(以下「第3種関連事業」という。)を営むことについて同項の許可の申請をした者が<u>業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認める</u>ときは、同項の許可をしてはならない。  <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第36条 市長は、第1種関連事業又は第2種関連事業を営むことについて第34条第1項の許可を受けた者が前条第1項第1号若しくは第2号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、<u>当該</u>許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第3種関連事業を営むことについて第34条第1項の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、<u>当該</u>許可を取り消すものとする。</p>	<p>3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き同項の承認をするものとする。            (1)～(4) (現行どおり)  <u>(5) 申請者が暴力団員又は暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第31条 市長は、売買参加者が第29条第3項第1号、<u>第4号若しくは第5号</u>に該当することとなったとき、又は効率的な卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>第32条～第34条 (現行どおり)            (許可の基準)</p> <p>第35条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）又は同項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の<u>規定による</u>許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の<u>規定による</u>許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)  <u>(5) 暴力団員等であるとき。</u></p> <p>2 市長は、前条第1項第3号に規定する業務(以下「第3種関連事業」という。)を営むことについて同項の<u>規定による</u>許可の申請をした者が<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、同項の<u>規定による</u>許可をしてはならない。  <u>(1) 業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しない者であるとき。</u>  <u>(2) 暴力団員等であるとき。</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第36条 市長は、第1種関連事業又は第2種関連事業を営むことについて第34条第1項の<u>規定による</u>許可を受けた者が前条第1項第1号、<u>第2号若しくは第5号</u>に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、<u>その</u>許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第3種関連事業を営むことについて第34条第1項の<u>規定による</u>許可を受けた者が<u>前条第2項第2号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な能力若しくは資力信用を有しなくなった</u>と認めるときは、<u>その</u>許可を取り消すものとする。</p>	<p>暴力団等の排除を図るため承認要件を追加</p> <p>承認要件追加に伴う規定整備</p> <p>暴力団等の排除を図るため承認要件を追加及び字句整理</p> <p>暴力団等の排除を図るため承認要件を追加及び字句整理</p> <p>承認要件追加に伴う規定整備及び字句整理</p> <p>承認要件追加に伴う規定整備及び字句整理</p>

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>3 (省 略)</p> <p>第37条～第69条 (省 略)</p> <p>(市場施設の使用指定)</p> <p>第70条 1～2 (省 略) <u>(追加)</u></p> <p><u>3</u> 前項の規定による許可（調理実習室の使用の許可を除く。）を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定める誓約書を添えて保証金を本市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保証金を<u>減免</u>することができる。</p> <p><u>4</u> 前項の保証金の額は、使用料月額額の6倍の金額を下らない額で規則で定める。</p> <p><u>5</u> 第9条第2項及び第3項、第10条、第12条並びに第37条第4項の規定は、<u>第3項</u>の保証金について準用する。</p> <p>第71条～第73条 (省 略)</p> <p>(指定又は許可の取消しその他の規制)</p> <p>第74条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定<u>又は許可</u>の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。 <u>(追加)</u></p> <p>第75条～第86条 (省 略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>第37条～第69条 (現行どおり)</p> <p>(市場施設の使用指定)</p> <p>第70条 1～2 (現行どおり)</p> <p><u>3</u> 市長は、前項の規定による許可（調理実習室の使用の許可を除く。次項及び第74条第2項において同じ。）を受けようとする者が暴力団員等であるときは、前項の規定による許可をしてはならない。</p> <p><u>4</u> 第2項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定める誓約書を添えて保証金を本市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保証金を<u>減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の保証金の額は、使用料月額額の6倍の金額を下らない額で規則で定める。</p> <p><u>6</u> 第9条第2項及び第3項、第10条、第12条並びに第37条第4項の規定は、<u>第4項</u>の保証金について準用する。</p> <p>第71条～第73条 (現行どおり)</p> <p>(指定又は許可の取消しその他の規制)</p> <p>第74条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定<u>若しくは許可</u>の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p><u>2</u> 市長は、<u>第70条第2項の規定による許可を受けた者が暴力団員等に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。</u></p> <p>第75条～第86条 (現行どおり)</p>	<p></p> <p>暴力団等の排除を図るため承認要件を追加 項の繰下げ及びこれに伴う規定整備</p> <p>項の繰下げ</p> <p>項の繰下げ</p> <p></p> <p>字句整理</p> <p>暴力団等の排除を図るため許可の取消要件を追加</p>

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
	<p>附 則（平成25年条例第6号抄）</p> <p>1 この条例の、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第12項から第16項までの規定は、市長が定める日から施行する。この条例の施行期日は、市長が定める。</p> <p>（札幌市中央卸売市場業務規程の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>13 前項の規定による改正後の業務規程第23条第1項（第20条第3項第6号又は第7号オの規定が適用される場合に限る。）、第31条（第29条第3項第5号の規定が適用される場合に限る。）、第36条第1項（第35条第1項第5号の規定が適用される場合に限る。）、第36条第2項（第35条第2項第2号の規定が適用される場合に限る。）及び第74条第2項の規定は、前項の規定の施行の日以後の業務規程第20条第1項の許可、業務規程第29条第1項の承認又は業務規程第34条第1項若しくは第70条第2項の規定による許可について適用する。</p> <p>14 附則第12項の規定の施行の際、現に同項の規定による改正前の業務規程（以下「旧業務規程」という。）第20条第1項の許可、旧業務規程第29条第1項の承認又は旧業務規程第34条第1項若しくは第70条第2項の規定による許可（以下「許可等」という。）を受けている者が、附則第12項の規定による改正後の業務規程（以下「新業務規程」という。）第23条第1項（第20条第3項第6号又は第7号オの規定が適用される場合に限る。）、第31条（第29条第3項第5号の規定が適用される場合に限る。）、第36条第1項（第35条第1項第5号の規定が適用される場合に限る。）、第36条第2項（第35条第2項第2号の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第2項の規定に該当していることが判明したときは、市長は、当該許可等を受けている者に対して、該当する事項を是正する措置をとることを勧告するものとする。ただし、新業務規程の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>15 市長は、前項本文の規定による勧告に従わない者に対し、同項本文の措置をとるべき旨又は市場施設の返還を命じることができる。</p> <p>16 前項の規定による命令を受けた者（仲卸業者、売買参加者及び関連事業者に限る。）がその命令に従わなかったときは、新業務規程第79条第2項から第4項までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「この業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分」とあるのは、「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）附則第15項の規定による命令」とする。</p>	